

# 平成 28 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名
一般	06	01	02	164020	農林業系副産物処理事業
総合計画	分野	しごと			
	政策	1-1	農林業の振興		
	施策	3	生産基盤の整備		
目的	放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物（原木しいたけほだ木）の処理				
対象	放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物				
意図	放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物を適正に処理する。				
事業概要	…上記目的を実現するための事業手法を記載すること				
○きのこ原木等処理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>しいたけほだ木をほだ場から撤去、一時保管を実施する。</li> <li>環境改善の必要なほだ場の落葉層の除去を実施する。（※落葉層除去終了）</li> </ul>				
対象者	出荷規制解除のための検査において基準値を超過したほだ木を保有する農家。				
市民参画の有無	〔 対象外 〕				
市民協働の形態	共催	実行委員会・協議会		事業協力・協定	
	後援・協賛	補助・助成		○委託	
活動指標（上記「事業概要」に対応）	単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
① 放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物の処理量	t	計画	67	20	
		実績	67	38	
②		計画			
		実績			
③		計画			
		実績			
成果指標（上記「意図」に対応）	単位	区分	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(計画)
① 放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物の処理量	t	目標	67	20	
		実績	67	38	
②		目標			
		実績			
③		目標			
		実績			
成果指標の達成度	○	目標値より高い	概ね目標値どおり	目標値より低い	

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
出荷制限解除について、協議を進めていく中で、生産者単位での出荷再開を目指すことになり、基準値を超過していない生産者について、生産再開のための検査を実施した。（H25.11月～H26.5月） この検査において、新たに発生した基準値を超過したほだ木は昨年度同様、きのこ原木等処理事業で処分し、ほだ場の環境改善を実施する必要がある。 目標値は、新たに処分が必要なほだ木の重量である。		
目的妥当性	公共関与の妥当性	花巻市内の放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物は一般廃棄物として処理され、その処理は市町村の責務とされている。
	○ 妥当である	
	見直し余地がある	
有効性	成果の向上余地	放射性物質の基準値を超過した農林業系副産物の処理を円滑に進めるための手段であり、当該事業の実施により正常な経営が早期に再開される。
	○ 向上余地がある	
	向上余地がない	
効率性	事業費・人件費の削減余地	事業費は必要最低限の費用を設定している。
	事業費の削減余地がある	
	人件費の削減余地がある	
公平性	受益と負担の適正化余地	当該事業は、基準値を超過した農林業系副産物のみを対象とした事業であり公平である。 また、一般廃棄物の処理は市町村の責務とされていることから適正である
	受益機会の見直し余地がある	
	費用負担の見直し余地がある	
○ 適正である		
総合評価 …上記評価結果の総括		
生産者の生産意欲への不安解消や生産再開後の風評被害への対応を図るため、また、出荷制限の解除に向けてほだ場の放射性物質の影響低減に向けての環境整備を行い、早期生産再開に向けた支援のため事業実施した。		

平成 28 年度 事業説明資料 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	06	01	02	164020	農林業系副産物処理事業

単位：千円

	27年度 決算額(A)	28年度 決算額(B)	29年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費	34,529	5,342		△ 29,187
財源内訳	国・県	33,212	4,795	△ 28,417
	地方債			
	その他			
	一般財源	1,317	547	△ 770

事業期間	○	単年度繰返	期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	---	-------	------	-----------------

部重点施策における目標

森林の健全な育成を図り多面的機能を発揮させる。

事業開始の背景・経緯

安全安心なしいたけ生産のため福島第一原発事故に伴う放射性物質の影響により基準値を超過した農林業系副産物（原木しいたけほだ木）の処理を進めなければならない。

事業概要

○きのこ原木等処理事業

- ・しいたけほだ木をほだ場から撤去、一時保管を実施する。
- ・環境改善の必要なほだ場の落葉層の除去を実施する。（※落葉層除去終了）

対象者

出荷規制解除のための検査において基準値を超過したほだ木を保有する農家。

事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

生産者の生産意欲を低下させないためにも早期出荷再開が望まれている。  
 農協、森林組合と連携し、生産者の要望に応えるよう努める必要がある。  
 生産再開協議のための検査により、今後も基準値を超過したしいたけほだ木等の処分が見込まれるので、今後も継続した処理体制の維持が必要となる。  
 焼却最終処分の方法を検討する必要がある。

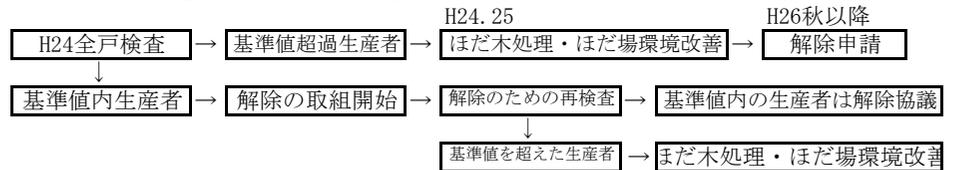
担当部署 部名 農林部 課名 農村林務課 担当係長 伊藤浩之 内線 6-277

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。  
 【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】

しいたけ処理の取り組み

放射性物質の影響により基準値を超過した生産者は、ほだ木を処分しほだ場の環境改善を実施。



○個別解除の取り組みで基準値を超えた生産者のほだ木の処分と落葉層除去を実施。

○平成24年度全戸検査で基準値を超えた生産者の内、ほだ木処分が完了し生産再開希望者の落葉層除去実施

農林業系副産物の処理

